

大通達甲（刑）	第12号
大通達甲（警）	第32号
大通達甲（生）	第12号
大通達甲（交）	第9号
大通達甲（備）	第13号
令和7年12月17日	
簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（通達）

先般、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして警視庁公安部外事第一課が捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟の東京高等裁判所判決が確定し、当該捜査における逮捕や取調べ等が違法であったと認定された。これは、警察の捜査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、本県警察としても重く受け止めなければならない。

当該捜査における問題点を検証した結果、法令解釈の合理性を再考することなく捜査を進行したこと、消極要素の精査の不徹底、取調べ官に対する指導の不徹底、幹部への報告の形骸化と実質的な捜査指揮の不存在等、多くの捜査上の問題点が明らかとなった。これらの問題点は、公安・外事部門のみならず他の各部門においても他山の石とすべきものであることから、各位にあっては、本県警察の捜査において同種の事案を発生させることのないよう、下記事項に留意し、緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組を強力に推進されたい。

記

1 適時・適切な捜査指揮等の徹底

警察本部の捜査を担当する部長及び所属長並びに捜査主任官は、担当する事件について、必要に応じて警察本部長への指揮伺又は報告を行うとともに、当該事件が警察署において捜査されているものであるときは、当該警察署に対して適時・適切に必要な捜査指揮又は指導を行い、捜査を合理的に運営するとともに公正に実施すること。

2 捜査に関する相談・意見等の受付と捜査指揮への反映

- (1) 警察本部の各部に、事件の捜査に関する部内の相談・意見等（以下「相談等」という。）を受け付ける体制を整備するとともに、寄せられた相談等について適切に対応して捜査指揮に反映させること。また、相談等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要なと思われる問題があれば警察本部長に直接報告し、対応・是正につなげること。
- (2) 前記(1)の体制のほか、既存の各種窓口に寄せられた相談・通報のうち、緻密かつ適正な捜査の推進等に資するものは、相談者・通報者の保護に適切な配意をした上で、関係部門で有効に活用するものとする。

（刑事企画課指導係）
（警務課企画係）
（生活安全企画課企画係）
（交通企画課企画係）
（警備企画課企画係）